

くれしんモバイルバンキングサービス規定 (iモード端末専用)

令和2年4月1日現在

呉信用金庫

目次

1.	くれしんモバイルバンキングサービス	1
2.	振込または振替の受付等	1
3.	依頼内容の組戻し	2
4.	照会	3
5.	手数料等	3
6.	取引内容の確認	3
7.	暗証番号等の管理	3
8.	免責事項	4
9.	届出事項の変更等	4
10.	解約	4
11.	届出印	5
12.	規定の準用	5
13.	サービス内容・規定の変更	5
14.	契約期間	5
15.	規定の変更	5

くれしんモバイルバンキングサービス規定

(i モード端末専用)

1. くれしんモバイルバンキングサービス

- (1) くれしんモバイルバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理する NTT 移動通信網株式会社の i モードサービス対応携帯電話端末（以下「i モード端末」といいます。）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
 - ① あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ振込または振替の処理を行う取引。
 - ② あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座につき行う所定の照会。
- (2) i モード端末による本サービスの依頼は、依頼人が占有・管理する i モード端末を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

2. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を i モード端末により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号、i モード端末の電話番号ならびに支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が届出の暗証番号、i モード端末の電話番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の i モード端末に返信します。
- (3) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、承認暗証番号を入力の上当金庫宛送信してください。
- (4) ご依頼の内容については、当金庫が受信した承認暗証番号と届出の承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (5) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を依頼人の i モード端末に送信いたしま

すので、ご確認ください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (6) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第5条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (7) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、またはカードローン契約規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (8) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。
- (9) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
- ① 振込または振替時に、振込金額と第5条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (10) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

3. 依頼内容の組戻し

- (1) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により署名捺印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出の印章により署名捺印のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しが

できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

- (3) 組戻依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼の取りやめはできません。

4. 照会

- (1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を i モード端末により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号が、届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の i モード端末に返信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

5. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。なお、基本手数料は当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 第 2 条第 10 項により「組戻し」の取扱いを行った場合は、当金庫所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

6. 取引内容の確認

- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、お取引後すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。また、当金庫は、依頼人に対し資金移動取引の明細をお送りいたしますので、お取引の内容をご確認ください。

万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

- (2) 依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

7. 暗証番号等の管理

- (1) i モード端末および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。
- (2) i モード端末は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等は行わないでください。

-
- (3) 暗証番号、承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

8. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認電文を受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際送信された暗証番号、承認暗証番号、iモード端末の電話番号および支払指定口座の口座番号等と、届出の暗証番号、承認暗証番号、iモード端末の電話番号および支払指定口座の口座番号等との一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。また、iモード端末につき偽造、変造、盗用または不正利用その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (4) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 届出事項の変更等

- (1) 暗証番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

また、1年以上にわたり、この取扱による振込または振替が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱を中止することがありますので、ご了承ください。

11. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、振込規定、カードローン契約規定により取扱います。

13. サービス内容・規定の変更

本サービス内容あるいは本規定について、当金庫は依頼人に事前に通知することなく変更できるものとします。

14. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。